

平成29年度 智頭町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月9日(金) 午後2時
2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室
3. 出席農業委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	小宮山 晃次	出
3	春 摘 要	出	4	小 川 啓 介	出
5	葉 狩 健 一	出	6	福 安 健	出
7	國 岡 美保子	欠	8	池 本 英 夫	出
9	植 木 克 茂	出	10	藤 原 康 生	出
11	寺 坂 富 雄	出	12	竹 下 るみ子	出
13	山 中 眞 守	出	14	中 澤 一 博	出

計 13名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

出席農地利用最適化推進委員

議席	氏名	出欠	仮議席	氏名	出欠
15	前 川 義 憲	出	16	草 刈 章 博	欠
17	平 尾 晴 次	出	18	西 沖 和 己	出

計 3名

4. 欠席委員 席番7番 國岡 美保子委員 16番 草刈 章博委員
5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 非農地等現況証明願の決定について
- (3) 農業振興地域整備計画の変更について
- (4) 農用地利用集積計画(案)の意見決定について

## 6. 議事録

局長

ただいまから平成二十九年度、第十一回智頭町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況は、席番七番國岡美保子委員が欠席の為、十四名中十三名の出席となります。過半数の出席となりますので総会は成立します。農地利用最適化推進委員の出席状況は、席番十六番草刈章博委員が欠席です。

それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願いします。

議長

それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において十四番中澤一博委員、二番小宮山晃次委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)

異議なしと認め決定いたします。

それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成三十年二月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番について事務局の説明をお願いします。

局長

議案第一号をご覧ください。番号一番を説明いたします。

本件は、農地の無償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。

譲渡人は大字大内の〇〇〇〇さん、譲受人は大字大内の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大内地内にある田一筆で二百五十七平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を譲り受けて耕作するものであります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳および登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。

次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有しており、十分な農作業経験もありますので効率的に利用されるものと思います。

次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で

一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。

二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、譲受人は現在も農作業を行っており、常時従事でき効率的に利用されるものと思います。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が下限面積に達しているかどうかですが、当管内の下限面積は十アールで、経営面積の合計が四十一アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、引き続き畑として利用する予定であり、周囲への影響も特に無いと考えます。

申請年月日は平成三十年一月十一日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から三ページです。

地区担当の席番三番春摘要委員に調査結果の報告をお願いいたします。

春摘委員 調査結果の報告をします。二月五日、西沖推進委員と共に譲受人に会い、現地を確認しました。申請の内容のとおりであり、申請内容は問題ないと思われま

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号一を説明いたします。

申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の畑一筆で、八十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和五十年頃に杉を植林し、山林状態となり現在に至っています。申請年月日は平成二十九年十二月二十五日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、四から六ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番六番福安健委員から報告をお願いします。

福安委員 報告します。二月一日、前川推進委員と申請者本人に聞き取りを行いました。事務局の説明のとおり、非農地として致し方ないと判断しました。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長 続きまして番号二について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号二を説明いたします。

申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の田一筆、畑一筆で、合計百十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和二十年頃に杉を植林し、山林状態となり現在に至っています。申請年月日は平成二十九年十二月二十五日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農

地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、四、五、七、八ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番六番福安健委員から報告をお願いします。

福安委員 報告します。番号一番と同じく二月一日、前川推進委員と申請者本人とで現地を確認しました。申請と相違ない事を確認しました。非農地として致し方ないと判断しました。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして番号三について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号三を説明いたします。

申請人は、大字大内の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大内の畑一筆で、百十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和四十三年に居宅を建築し、同五十七年に増築、現在に至っています。申請年月日は平成三十年一月十一日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧

が困難な土地

四、人為的な潰廢地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廢地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、九から十一ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番三番春摘委員から報告をお願いします。

春摘委員 報告します。二月五日、西沖推進委員と申請者本人と現地を確認しました。申請内容にも問題ありませんでした。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありますか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農業振興地域整備計画変更の意見決定について

智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので意見決定を求める。

平成三十年二月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番について事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号をご覧ください。番号一番を説明いたします。

申請人は、大字大呂の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さん、建築物等設置者は広島県広島市の〇〇〇〇さんです。申請地は大字大呂地内の田一筆、六百八十平方メートルの内、六平方メートルです。申請理由は、携帯電話の電波障害解消の為、基地局を新設するものです。その為、農用地区域内の農用地から除外するものです。

町の考え方は、協議地へは無線基地局の設置を予定しており、今回協議地以外の土地をもって代えることは困難と判断。協議地へは鉄塔を設置予定であり周辺農地の農作業等に支障を及ぼす恐れはない。また協議地は比較的小規模な農地である為、積極的に担い手等に利用集積を促進する土地ではないと考えられることから、それらの者に対する農用地利用集積に支障を及ぼす恐れはない。隣接する水路も維持する計画である。土地改良事業実施農地であるが、工事完了翌年度から起算し八年以上経過している。中山間地域等直接支払い及び多面的機能直接支払い交付金事業の対象外となっており、以上のことから、農用地区域内の農用地から除外することはやむを得ないと判断する。

本議案について、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項一号から四号要件と除外案件のチェック

項目について検討した結果を説明いたします。

一、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって変えることが困難であると認められること、

とありますが、転用内容から他の土地をもって代えることはできないと判断します。

二、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、

とありますが、建築物が鉄塔であることから、周辺農地に影響は及ぼさないと判断します。

三、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、

とありますが、比較的小規模な農地である為、積極的に利用集積を促進する農地ではないと考えます。

四、農用地区域内の第三条第三号の（農用地・土地の保全又は利用に必要な）施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、

とありますが、隣接する水路も維持し、支障を及ぼすおそれはないと判断します。

五、土地基盤整備事業完了後八年を経過していること、

とありますが、当該農地は、土地基盤整備事業完了後八年を経過している為要件を満たしていると考えます。

位置については、十二～十六ページです。

地区担当二番小宮山晃次委員に、調査結果の報告をお願いします。

小宮山委員 調査結果の報告をいたします。二月七日、現地を確認しました。今回の申請は公共性があり、周辺の農地に影響もない為、問題無いと考えます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして番号二番について事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号番号二をご覧ください。

申請人は、大字埴師の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さん、建築物等設置者は広島県広島市の〇〇〇〇さんです。申請地は大字埴師地内の田一筆、二百三十平方メートルの内四平方メートルです。申請理由は、携帯電話の電波障害解消の為、基地局を新設するものです。その為、農用地区域内の農用地から除外するものです。

町の考え方は、協議地へは無線基地局の設置を予定しており、今回協議地以外の土地をもって代えることは困難と判断。協議地へは鉄塔を設置予定であり周辺農地の農作業等に支障を及ぼす恐れはない。また協議地は比較的小規模な農地である為、積極的に担い手等に利用集積を促進する土地ではないと考えられることから、

それらの者に対する農用地利用集積に支障を及ぼす恐れはない。隣接する水路も維持する計画である。土地改良事業実施農地であるが、工事完了翌年度から起算し八年以上経過している。中山間地域等直接支払い及び多面的機能直接支払い交付金事業の対象となっており、翌年度以降交付停止とする。以上のことから、農用地区域内の農用地から除外することはやむを得ないと判断する。

本議案について、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項一号から四号要件と除外案件のチェック項目について検討した結果を説明いたします。

一、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって変えることが困難であると認められること、

とありますが、転用内容から他の土地をもって代えることはできないと判断します。

二、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、

とありますが、建築物が鉄塔であることから、周辺農地に影響は及ぼさないと判断します。

三、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、

とありますが、比較的小規模な農地である為、積極的に利用集積を促進する農地ではないと考えます。

四、農用地区域内の第三条第三号の（農用地・土地の保全又は利用に必要な）施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、

とありますが、隣接する水路も維持し、支障を及ぼすおそれはないと判断します。

五、土地基盤整備事業完了後八年を経過していること、

とありますが、当該農地は、土地基盤整備事業完了後八年を経過している為要件を満たしていると考えます。

位置については、十七～二十一ページです。

地区担当一番小林功会長に、調査結果の報告をお願いします。

小林会長 調査結果の報告をいたします。一月二十五日、本人は不在でしたが草刈推進委員と現地を確認しました。除外はやむを得ないと考えます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして番号三番について事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号番号三をご覧ください。

申請人は、大字智頭の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さん、相続人〇〇〇〇さん、相続人〇〇〇〇さん、相続



人〇〇〇〇さん、大字坂原の〇〇〇〇さん、大字智頭の〇〇〇〇さん、建築物等設置者は大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は大字智頭地内の田五筆、合計二千五百六十八平方メートルです。申請理由は、建物等使用者は近年事業の拡大、及び新規事業への参入により職員数が増加してきており、現在の事務所が手狭になっている為、事務所の新設を計画しています。その為、農用地区域内の農用地から除外するものです。

町の考え方は、協議地へは事務所設置を予定しており、利用しやすい場所として候補地を検討した結果、土地選定理由書のとおり今回協議地以外の土地をもって代えることは困難と判断。隣接した農地は不整形な未整備農地であるため周辺農地の農作業等に支障を及ぼす恐れはない。また不整形な農地である為、農用地利用集積にも支障を及ぼす恐れはない。隣接する水路も維持する計画である。土地改良事業による工事はなされていない。中山間地域等直接支払い及び多面的機能直接支払い交付金事業の対象外となっており、以上のことから農用地区域内の農用地から除外することはやむを得ないと判断する。

本議案について、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項一号から四号要件と除外案件のチェック項目について検討した結果を説明いたします。

一、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって変えることが困難であると認められること、

とありますが、転用内容から他の土地をもって代えることはできないと判断します。

二、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、

とありますが、周辺は不整形な未整備農地であることなどから、周辺農地に影響は及ぼさないと判断します。

三、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、

とありますが、不整形な農地である為、積極的に利用集積を促進する農地ではないと考えます。

四、農用地区域内の第三条第三号の（農用地・土地の保全又は利用に必要な）施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、

とありますが、隣接する水路も維持し、土砂流出等支障を及ぼすおそれはないと判断します。

五、土地基盤整備事業完了後八年を経過していること、

とありますが、当該農地は、土地改良事業等の実施はない為要件を満たしていると考えます。

位置については、二十二～二十五ページです。

地区担当七番國岡美保子委員が欠席ですので、代理として席番九番植木克茂委員に調査結果の報告をお願いします。

植木委員

調査結果の報告をいたします。二月五日國岡委員より連絡があつて説明を受けました。二月二日に〇〇〇〇

さんと〇〇〇〇さんに立ち会いを、二月五日に〇〇〇〇さんにお会いしました。事務局の説明を含め、調査の結果、申請どおりであり、除外はやむを得ないと考えます。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第四号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成三十年二月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第四号をご覧ください。

智頭町長より平成三十年一月二十一日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が三筆、継続の利用権設定の計画が三筆です。面積は、合計六千三百三十三平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。  
本日の提出案件はすべて終了しました。  
その他について、事務局に説明をお願いします。  
その他について説明いたします。

局 長

- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- ・平成三十年度智頭町農作業受託料金について
- ・農地利用意向調査回収状況について
- ・平成二十九年度の点検・評価の検討（本年度活動の反省）
- ・平成三十年度の目標・活動計画の検討（新年度計画案）
- ・先進地視察研修について

議 長  
局 長

以上をもちまして、平成二十九年度第十一回総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。  
次回総会は、三月九日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成三十年二月九日

会 長 小 林 功